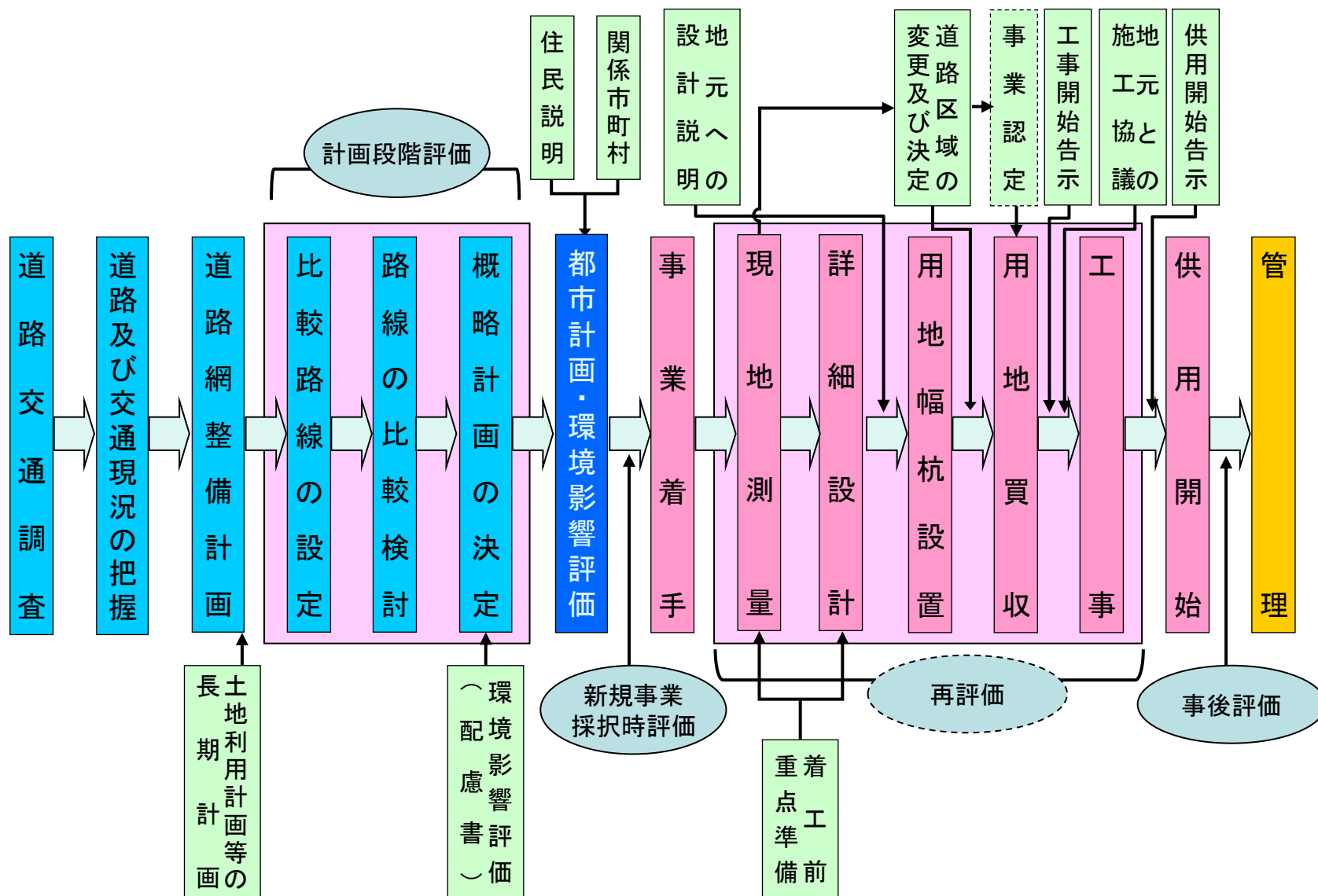


Ⅲ.道路をつくる

1.道路事業の流れ



道路の計画

事業の執行

維持管理

2.道路計画

道路交通調査

自動車、二輪車、歩行者を対象に、以下の目的で実施。

- ①道路を利用している交通量
- ②利用交通の出発地と目的地
- ③道路施設の整備状況の把握

道路及び交通現況の把握

現道の状況、交通量、交通事故などの資料を収集し整理解析する。

道路網整備計画

道路の種類を定め、これに基づいて道路の基本構造（車線数、標準断面など）を計画する。

比較路線の設定

道路網計画に応じた路線を複数設定する

路線の比較検討

路線の性格に合うか、構造上無理はないか、コントロールポイント※を考慮できているか、経済性に配慮されているかなどの評価項目を用いて路線の比較評価を行い、最適な路線を選定する。

概略計画の決定

*ここでの概略計画の決定とは、最適路線の選定をいう。

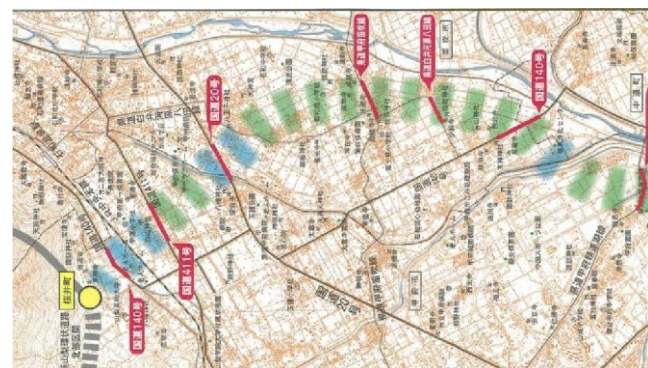
①



* 既存の道路を活用する案も比較の対象とする。

比較検討

②



※コントロールポイント：神社、仏閣などの社会的条件や地滑り地帯などの社会的条件によって避けなければならないポイント

3.環境影響評価の手続き

環境影響評価

(環境アセスメント)

開発事業の内容を決めるに当たって、それが**環境にどのような影響を及ぼすか**について、**事業者自らが調査・予測・評価**を行い、その結果を公表して**国民、地方公共団体などから意見を聴き**、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度

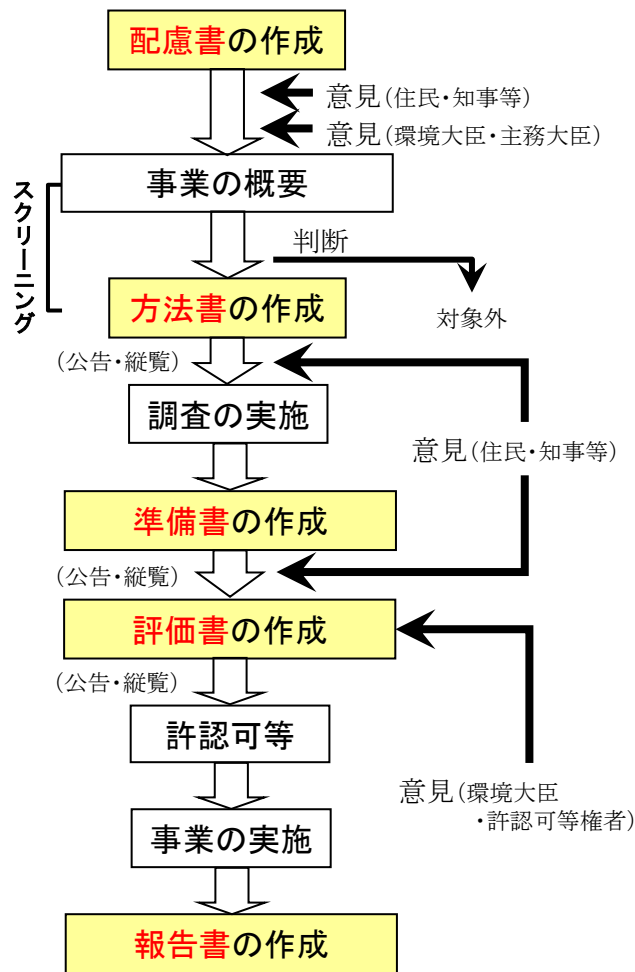
【対象事業一覧（道路）】

- 第一種事業**は、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業。**環境影響評価が必須のもの。**
- 第二種事業**は、第一種事業に準ずる規模の事業で、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの**判定を行う必要があるもの。**

	第一種事業	第二種事業
高速自動車国道	すべて	——
首都高速道路等	4車線以上はすべて	——
一般国道	4車線 10km以上	7.5km以上 10km未満

(第二種事業の配慮書手続は任意で実施)

【環境影響評価(環境アセスメント)のフロー】



配慮書・・・事業の位置・規模等の検討段階において環境の保全のために配慮すべき事項の検討結果をまとめた図書

方法書・・・環境影響評価の項目や調査・予測・評価の手法等の内容を示した図書

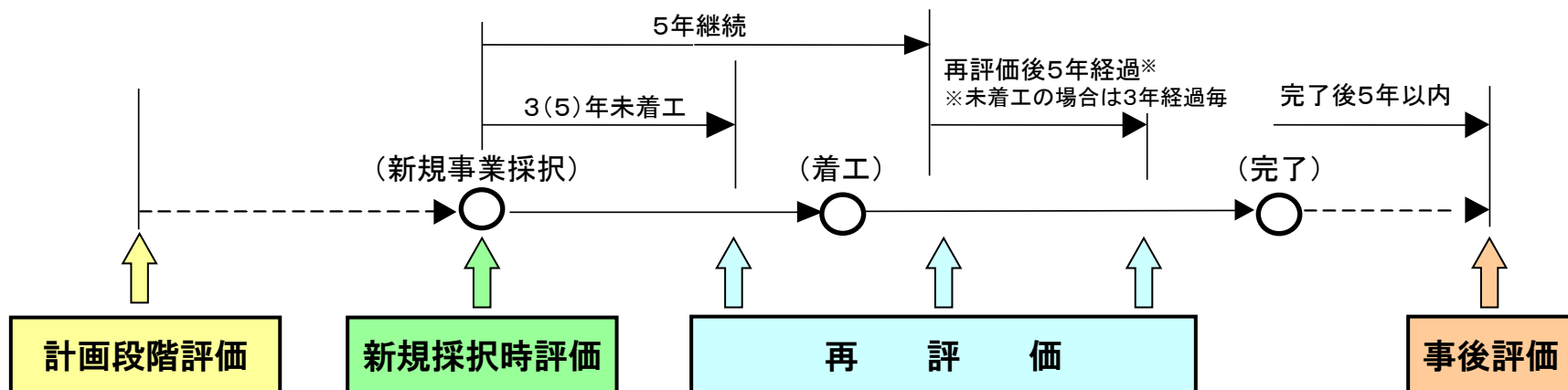
準備書・・・環境影響の調査・予測・評価及び環境保全措置の検討等をまとめた、住民、知事等へ意見を聴くための準備図書

評価書・・・準備書の内容に加え、準備書への住民、知事等の意見に対する事業者の見解を示し、必要な修正を行った図書

報告書・・・事業の実施に当たって講じた環境の保全のための措置についてまとめた図書

※スクリーニング(第二種事業のみが対象)環境アセスメントの**対象事業とするか否か**を振り分ける手続き。

4.道路事業の事業評価



①計画段階評価

新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確にした上で、複数の案の比較・評価を行うもの。平成24年度から導入。※国土交通省独自の取組みとして、直轄事業等において実施。

②新規事業採択時評価

新規事業の採択時において、費用対効果分析を含めた事業評価を行うもの。平成10年度から導入。

③再評価

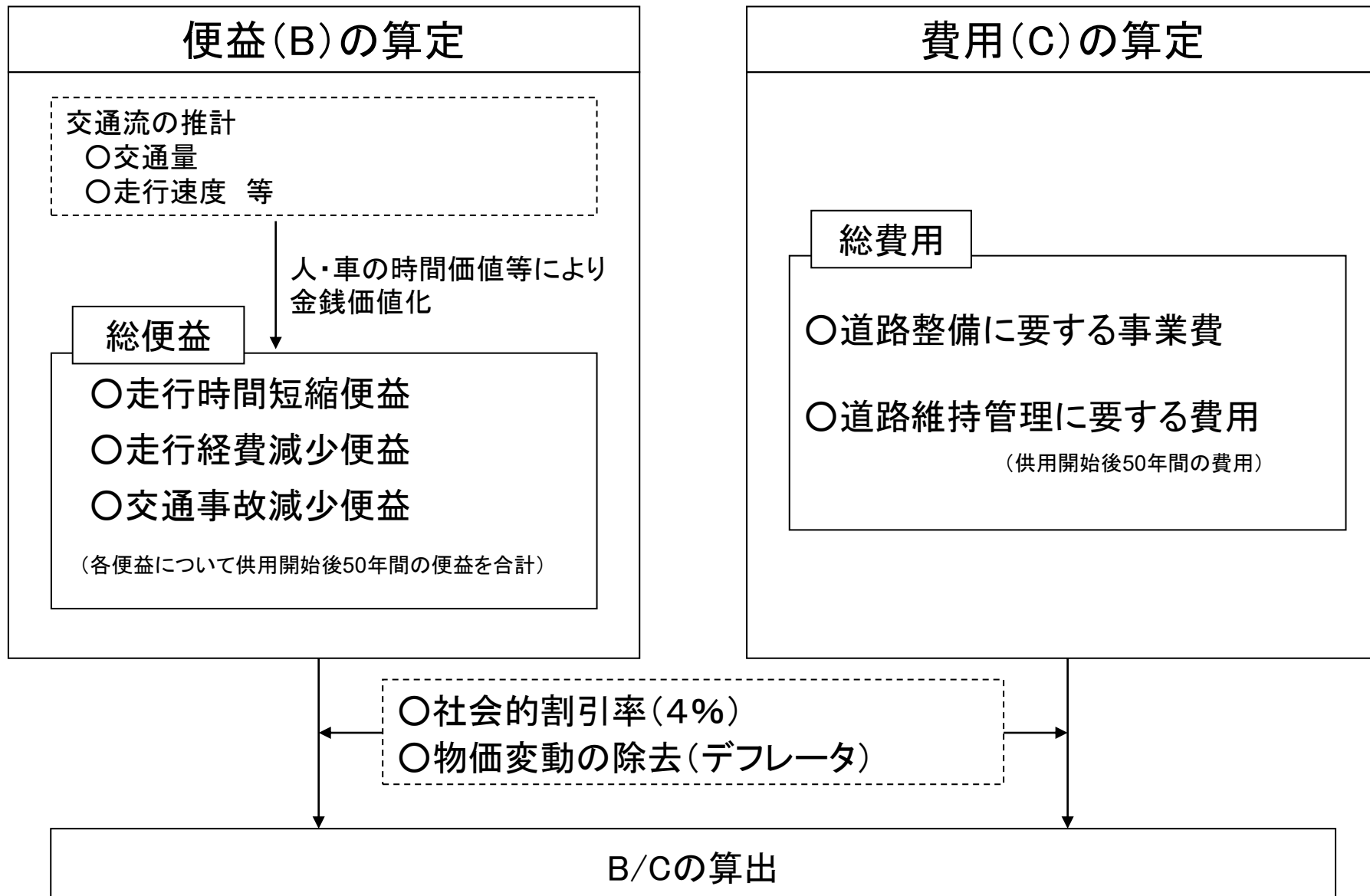
事業採択時から3(5)年経過して未着工の事業、5年経過して継続中の事業等について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。平成10年度から導入。

④事後評価

事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。平成15年度から導入。

※独立行政法人等が行う補助事業、地方公共団体等が行う補助事業等については()の年数

5.B/C (費用便益比) の計算方法の概要



6.道路事業の3便益について

走行時間短縮便益

$$\text{◆走行時間短縮便益} = \text{車両1台当たりの時間価値} \times \text{短縮時間} \times \text{交通量}$$

走行経費減少便益

$$\text{◆走行経費減少便益} = \text{道路整備による走行経費の減少} \times \text{走行距離} \times \text{交通量}$$

交通事故減少便益

$$\text{◆交通事故減少便益} = \text{道路整備による人身事故件数の減少} \times \text{人身事故一件当たり平均損失額}$$

(人的損失額、物的損失額、渋滞損失額)

7.事業の執行

都市計画決定

事業計画説明

測量・調査のため、関係者に説明

測量・調査

測量や地質などの調査を行う中心線測量の際には、中心杭(赤色)を現地に設置

詳細設計

現地のデータに基づいて設計(S=1/1,000)

設計・用地説明

設計図を基に関係者に具体的な説明を行う。あわせて用地補償に関する考え方の説明

用地幅杭設置

道路に必要な範囲を用地幅杭(黄色)で現地に示す

用地測量・調査

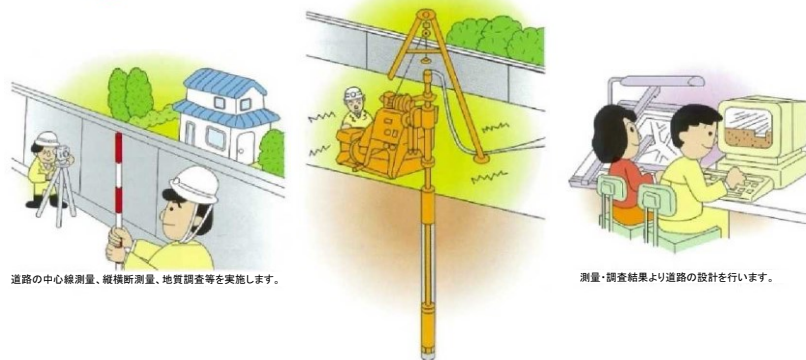
土地や建物の調査(土地の境界を確かめるため立会をお願いしている)

協議(用地交渉)

関係者と用地補償の協議

契約を結び補償金を支払い

①



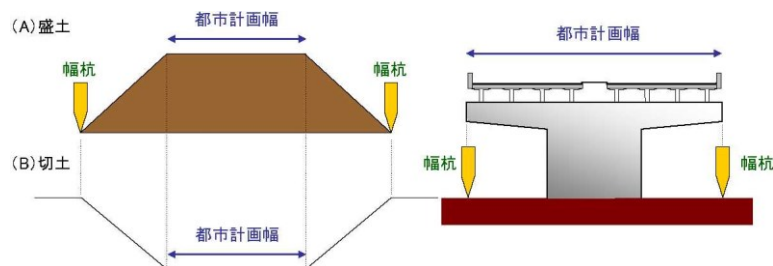
②



【用地幅杭の設置】

①平面構造の場合

②高架構造の場合



工事計画説明

関係者に工事の実施方法、工事期間中の安全対策などの説明を行う。

※ 必要に応じて、埋蔵文化財の調査を行う

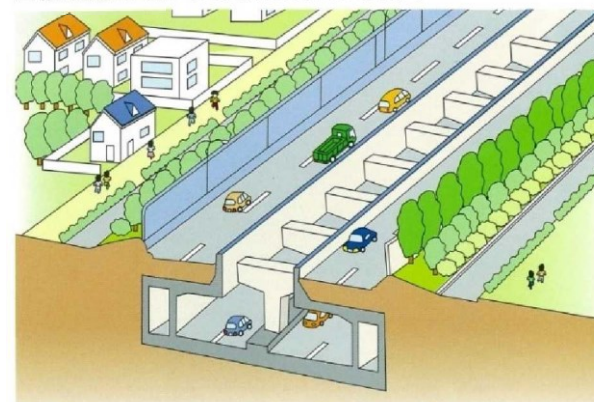
工 事

道路用地で道路の建設工事を行います。
工事にあたっては、周辺環境に影響をおよぼさないように、細心の注意をはらって進めます。



完成／供用開始

道路が完成し、人や車が通れるようになります。



維持管理